

## (様式 1－3)

## 陸前高田市復興交付金事業計画 復興交付金事業等（陸前高田市交付分）個票

平成 30 年 3 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	7	事業名	復興事業地埋蔵文化財発掘調査事業	事業番号	A-4-1
交付団体	陸前高田市		事業実施主体（直接/間接）	陸前高田市	
総交付対象事業費	501,782 (千円)		全体事業費	621,782 (千円)	
事業概要					
<p>復興事業に係る公共事業及び民間開発に伴う発掘調査、試掘確認調査等の実施と、それに伴い出土した遺物等の保管・整理作業及び報告書作成を安定的かつ継続的に行う。</p> <p>平成 26 年度は、堂の前貝塚及び蛇ヶ崎城について発掘調査を実施するとともに、市内各地で試掘確認調査を実施。平成 27 年度は、堂の前貝塚について引き続き調査を実施した。平成 30 年度は中和野Ⅱ遺跡の発掘調査を予定している。平成 28 年度から整理作業及び報告書刊行が本格化していることから、平成 30 年度においても引き続き計画的な発掘調査報告書刊行を推進する。</p> <p>【陸前高田市復興計画における位置付け】</p> <p>P43「復興のための施策 4 芸術・文化行政の推進」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・芸術・文化の振興及び文化財の保護と活用に努めます。</li> </ul>					
当面の事業概要					
<p>&lt;平成 29 年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本発掘調査 なし</li> <li>・工事立会 14 件</li> <li>・試掘確認調査 4 件</li> </ul> <p>&lt;平成 30 年度（予定）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本発掘調査 1 件（中和野Ⅱ遺跡）</li> <li>・試掘確認調査 10 件</li> <li>・整理作業 3 件（堂の前貝塚（平成 25 年度調査、川内遺跡、二日市貝塚））</li> <li>・報告書刊行 4 冊</li> </ul>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>大地震及び津波により市全体が壊滅的な被害を受け、市街地の大半を再構築せざるを得ない事態となっている。</p> <p>復興における開発等は、防災の観点から高台の用地を確保する必要があるが、当市の高台用地の多くは縄文時代の貝塚、中世の城館等の周知の埋蔵文化財包蔵地が集中するため、広範囲にわたる調査を行っているところであり、また事業の完了に向けた発掘調査報告書の作成が急務となっている。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>該当なし</p>					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1－3)

陸前高田市復興交付金事業計画 復興交付金事業等（陸前高田市交付分）個票

平成 30 年 3 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	16	事業名	浄化槽設置整備復興事業	事業番号	E-1-1
交付団体	陸前高田市		事業実施主体（直接/間接）	陸前高田市	
総交付対象事業費	404,823（千円）		全体事業費	438,311（千円）	
事業概要					
<p>自然環境を守り、且つ快適な生活を進めるためには、各世帯の水洗化が重要であり、被災した世帯があらたに高台などに移転する場合も同様である。</p> <p>このため、被災者の住宅再建にあたり、公共下水道により水洗化を図る高田地区及び今泉地区を除くその他の地域を対象に、各戸での浄化槽の導入を支援する。</p> <p>被災状況から勘案し、高台移転が想定される約 1100 戸分の補助を想定しているが、平成 29 年度はこのうち 54 戸分、平成 30 年度は 90 戸分を計上する。</p> <p>【陸前高田市復興計画における位置づけ】</p> <p>P39 「4 浄化槽の普及促進」</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・集合処理区域以外の全域に浄化槽を普及します。</li></ul>					
当面の事業概要					
<平成 29 年度>					
整備補助計画基数 54 基（5 人槽 25 基、7 人槽 28 基、10 人槽 1 基）					
<平成 30 年度>					
整備補助計画基数 90 基（5 人槽 39 基、7 人槽 48 基、10 人槽 3 基）					
全体計画 1,074 基					
東日本大震災の被害との関係					
<p>震災では、市内各町の住宅密集地が被災し、現在仮設住宅に入居している。これらの世帯が今後高台などに移転し住宅を建設する際に、水洗化を進めるために浄化槽設置を進める必要がある。</p> <p>公共下水道区域である高田地区及び今泉地区以外の地域の被災住宅（公営住宅入居予定世帯を除く）約 1100 世帯を対象に、浄化槽設置を推進する事業である。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

陸前高田市復興交付金事業計画 復興交付金事業等（陸前高田市交付分）個票

平成 30 年 3 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

N.O.	90	事業名	がけ地近接等危険住宅移転事業	事業番号	D-13-1
交付団体	陸前高田市		事業実施主体（直接/間接）	陸前高田市（直接）	
総交付対象事業費	786,000（千円）		全体事業費	786,000（千円）	
事業概要					
津波等により、住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域に建っている既存不適格住宅等を安全な場所へ移転を促進するため、既存不適格住宅等の除去等に要する経費と新たに建設する住宅に要する経費に対し補助金を交付する。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 24 年度～平成 31 年度>					
東日本大震災の津波の浸水区域以外に自力で移転を行う者に対して、危険住宅の除却等に要する費用や住宅の建設又は購入をするために要する資金を金融機関等から借入れた場合において、当該借入金利子に相当する額の費用に対し補助金を交付する。					
平成 30 年度から特定延長が導入されることにより、公共事業の都合によらない自力再建者は平成 30 年度末までに仮設住宅を退去しなければならないことから、当該補助金の申請期限は平成 30 年度末までとする。					
また、移転完了期限も原則、平成 30 年度末とするが、工事の進捗状況によっては移転完了が平成 31 年度に延びる可能性もある。この場合、補助金支出も平成 31 年度になることから、事業期間を平成 31 年度まで延長することとする。					
東日本大震災の被害との関係					
防災集団移転促進事業区域の方を対象とした住宅再建の意向確認調査において、8月末時点では 1,738 世帯中、1,626 世帯の方の意向を確認し、有効回答率は 93.6% となっている。このうち、市が整備した住宅地への移転を希望される方が 853 世帯（52.5%）、自分で探した場所へ移転される方が 402 世帯（24.7%）、検討中を含めたその他の回答が 371 世帯（22.8%）となっている。					
特定延長に伴う住宅再建方法の意向確認により平成 29 年 11 月時点で 30 世帯が当該事業の要件を満たしている。					
このため、東日本大震災の津波の浸水区域以外に自力で移転を行う者に対して、危険住宅の除却等に要する費用や住宅の建設又は購入をするために要する資金を金融機関等から借入れた場合において、当該借入金利子に相当する額の費用を補助することにより、個別移転に係る経費の軽減を図る。					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

陸前高田市復興交付金事業計画 復興交付金事業等（陸前高田市交付分）個票

平成30年3月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	96	事業名	復興まちづくり支援施設整備事業 (自治会館等整備事業)	事業番号	D-20-4
交付団体		陸前高田市	事業実施主体(直接/間接)	陸前高田市(直接)	
総交付対象事業費		183,369(千円)	全体事業費	227,392(千円)	

事業概要

東日本大震災で各地区の集会施設が被災したことから、災害時に住民の避難施設となる防災拠点機能をもった自治会館等の整備を支援する。

今回申請の対象となる「小泉公民館」は、東日本大震災津波による被災世帯の高台移転等が進み、地域内の世帯数が大幅に増加し、既存の自治会館施設では手狭となる状況が生じており、新たなコミュニティの形成に支障をきたしていることから、その増改築等を行うため申請するもの。

【復興計画における位置づけ】 復興計画 P56

「目標別計画 第6 協働で築くまちづくり」

「復興基本政策1 地区コミュニティを再生し、防災組織や福祉活動の基盤づくりを進める。」

「主要事業 自治会館等整備事業」に位置づけられている。

(事業間流用による経費の変更) (平成29年5月8日)

整備予定施設が増加したため、D-23-2 防災集団移転促進事業より 171 千円(国費:H23 繰越予算 129 千円)、D23-3 防災集団移転促進事業より 3,300 千円(国費:H23 繰越予算 2,475 千円)、D23-4 防災集団移転促進事業より 18,303 千円(国費:H23 繰越予算 13,727 千円)、D23-5 防災集団移転促進事業より 3,948 千円(国費:H23 繰越予算 2,961 千円)を流用。これにより、交付対象事業費は 183,369 千円(92,012 千円)から 216,875 千円(111,304 千円)に増額。

(事業間流用による経費の変更) (平成30年1月17日)

整備予定施設が増加したため、D-4-10 災害公営住宅整備事業(長部地区)より 10,517 千円(国費:H25 当初繰越予算 6,484 千円)を流用。これにより、交付対象事業費は 216,875 千円(国費 111,304 千円)から 227,392 千円(国費 117,788 千円)に増額。

当面の事業概要

<平成29年度>

申請回	区分	施設名	新築・改修内容等
第20回	世帯増改修	高田地区小泉公民館	182.18 m <sup>2</sup> +39.72 m <sup>2</sup> =221.90 m <sup>2</sup> (67.24坪)
第18回	被災新築	米崎地区脇の沢団地自治会館	85.80 m <sup>2</sup> (26坪)
	世帯増改修	竹駒地区滝の里会館	214.47 m <sup>2</sup> (65坪)
	世帯増改修	小友地区松山会館	110.14 m <sup>2</sup> +33.13 m <sup>2</sup> =143.27 m <sup>2</sup> (43坪)
第16回	被災新築	米崎地区脇の沢北区公民館	67.90 m <sup>2</sup> (20.53坪)
	被災新築	気仙地区月山地区公民館	99.37 m <sup>2</sup> (30.05坪)
	被災新築	広田地区大野公民館	72.11 m <sup>2</sup> (21.81坪)

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災では、沿岸部にある多くの自治会館等が津波で全壊する被害を受けた。自治会館は今後の復興まちづくりを協議し、また災害時には地区の防災拠点としての機能を発揮する施設であり、早急な整備が必要であるが、被災地区の住民は自力で整備する体力が無いことから、整備を支援しようとするものである。

【被災した自治会館】

矢作2、竹駒2、気仙10、高田13、米崎6、小友5、広田4 計42箇所(うち20箇所再建済み)

【被災世帯の高台移転等による世帯増対象自治会館】

竹駒1、高田1、小友2 計4箇所(うち3箇所再建済み)

関連する災害復旧事業の概要
---------------

(なし)
------

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業
----------

事業番号	
------	--

事業名	
-----	--

交付団体	
------	--

基幹事業との関連性
-----------

## (様式 1－3)

## 陸前高田市復興交付金事業計画 復興交付金事業等（陸前高田市交付分）個票

平成 30 年 3 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

(第 20 回申請)

N.O.	102	事業名	都市計画道路西和野山苗代線整備事業	事業番号	D-1-18
交付団体		陸前高田市	事業実施主体（直接/間接）	陸前高田市	
総交付対象事業費	1,233,391（千円）	全体事業費	1,653,525（千円）		

## 事業概要

地震と津波に伴う広範かつ甚大な被害を受け高田・今泉地区の復興に対応するため、浸水を免れるよう山側の既成市街地の嵩上げを行うとともに新規の高台造成を実施することにより、山側にシフトし幹線道路や避難路が確保された新しいコンパクトな市街地を構築する。

既成市街地エリア（津波浸水区域）においては、安心安全な宅地を確保するために嵩上げによる市街地を形成することとしており、今後の事業においては安定かつ効率的な工事展開が求められる状況である。

■事業延長 L=924.0m（東区間：424m、西区間：500m）

本事業においては、区画整理事業に伴う高台住宅地とかさ上げを行う新市街地とを結ぶ道路ネットワークの構築及び災害時における避難の軸線として、区画整理事業の進捗と併せ整備を進める必要がある。

（事業間流用による経費の変更）（平成 29 年 1 月 19 日）

全体事業費に変更はないが、第 17 回申請に対し流用で対応するため、D-1-8 防災集団移転関連道路整備事業（長部（2））61,973 千円（国費 H23 復興庁繰越予算 51,128 千円）、D-1-12 防災集団移転関連道路整備事業（長部（4））54,191 千円（国費 H26 復興庁繰越予算 44,708 千円）、D-1-13 防災集団移転関連道路整備事業（脇の沢）101,312 千円（国費 H24 復興庁繰越予算 83,582 千円）、D-1-16 防災集団移転関連道路整備事業（六ヶ浦）36,124 千円（国費 H24 復興庁繰越予算 29,802 千円）、計 253,600 千円（国費 H23 復興庁繰越予算 51,128 千円、H24 復興庁繰越予算 113,384 千円、H26 復興庁繰越予算 44,708 千円）を流用し対応する。これにより、交付対象事業費は 1,486,991 千円（国費 1,226,765 千円）に増額。

（事業間流用による経費の変更）（平成 30 年 1 月 17 日）

仮設工、地盤改良工を追加する必要が生じたため、D-4-9 災害公営住宅整備事業（今泉地区）より 166,534 千円（国費：H25 初当繰越予算 137,390 千円）を流用。これにより、交付対象事業費は 1,653,525 千円（国費 1,364,155 千円）に増額。

## 当面の事業概要

<平成 26 年度>都市計画決定変更、測量・設計

<平成 27 年度>（東区間）用買・補償・道路築造 （西区間）測量・設計・用買・補償

<平成 28 年度>（東区間）区画整理事業の工事に利用 （西区間）道路築造（仮設道）・用買・補償

<平成 29 年度>（東区間）道路築造 （西区間）用買・補償・道路築造

<平成 30 年度>（東区間）道路築造 （西区間）道路築造

<平成 31 年度> （西区間）道路築造

## 東日本大震災の被害との関係

高田地区は、地震及び津波の到来により地区の約 2／3 の家屋が全壊あるいは大規模半壊した他、市役所本庁舎や文化体育施設、県立高校や病院等の公益施設が壊滅的な被害を受けるとともに、JR 大船渡線竹駒駅から小友駅間が流失するなど、市の中核機能が軒並み失われた。

今泉地区は、高さ 18 m を超える高さの津波が到来し、地区の 99 % を超える家屋が全壊あるいは、大規模半壊したほか、地区の歴史を現在に伝える今泉街道沿いの建築物や大肝入屋敷が流失するなど、地区全体が壊滅的被害を受けた。

高田・今泉地区の復興に向けては、住宅機能をはじめ、市の枢要な諸機能を回復することが必須であり、そのために山側の既成市街地の嵩上げ並びに高台開発を行い安全性の高いコンパクトな市街地を形成する本事業は、市全体並びに当該地区の復興のために非常に重要な事業である。

## 関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

## 関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

陸前高田市復興交付金事業計画 復興交付金事業等（陸前高田市交付分）個票

平成 30 年 3 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

No.	113	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業	事業番号	D-5-2
交付団体	陸前高田市		事業実施主体（直接/間接）	直接	
総交付対象事業費	967,931（千円）		全体事業費	2,907,260（千円）	
事業概要					
<p>東日本大震災による被災者向けに整備された災害公営住宅について、入居者の居住の安定確保を図るため、当該災害公営住宅の家賃低廉化を図る。</p> <p>（事業間流用による経費の変更）（平成 29 年 1 月 19 日）</p> <p>毎年精算及び次年度低廉化事業に必要な事業費を申請しているが、第 17 回申請に対し、一部流用で対応するため、D-15-1 津波復興拠点整備事業（高田東地区）219,793 千円（国費 H23 復興庁繰越予算 192,319 千円）、D-23-1 防災集団移転促進事業（計画策定事業）91,117 千円（国費 H23 復興庁補正予算 79,727 千円）、計 310,910 千円（国費 H23 復興庁繰越予算 192,319 千円、H23 復興庁補正予算 79,727 千円）を流用する。これによる交付対象事業費は、2,842,756 千円（国費 2,487,411 千円）に変更はない。</p> <p>（事業間流用による経費の変更）（平成 30 年 1 月 17 日）</p> <p>平成 29 年度及び平成 30 年度に必要な事業費について流用により対応するため、D-4-10 災害公営住宅整備事業（長部地区）より 552,270 千円（国費：H25 当初繰越予算 483,235 千円）を流用。これにより交付対象事業費は 1,831,111 千円（国費 1,602,219 千円）に増額。</p>					
当面の事業概要					
<p>&lt;平成 26 年度&gt;</p> <p>下和野団地、水上団地、西下団地 80,314 千円</p> <p>&lt;平成 27 年度&gt;</p> <p>下和野団地、水上団地、西下団地、柳沢前団地、中田団地 287,582 千円</p> <p>&lt;平成 28 年度&gt;</p> <p>下和野団地、水上団地、西下団地、柳沢前団地、中田団地、大野団地、田端団地 400,779 千円</p> <p>&lt;平成 29 年度&gt;</p> <p>下和野団地、水上団地、西下団地、柳沢前団地、中田団地、大野団地、田端団地、今泉団地、長部団地、脇の沢団地 524,361 千円</p> <p>&lt;平成 30 年度&gt;</p> <p>下和野団地、水上団地、西下団地、柳沢前団地、中田団地、大野団地、田端団地、今泉団地、長部団地、脇の沢団地 538,075 千円</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>本市では東日本大震災の津波により、沿岸部、低地市街地を中心に約 4,000 世帯が被災しており、市内には 2,000 戸を超える仮設住宅が整備されているが、災害救助法では仮設住宅の使用期間が 2 年間と規定されていることから、これら住宅を失った被災者の居住の安定確保を図るために、住宅用地の取得、造成等を行い、恒久的な災害公営住宅を整備する。</p> <p>公営住宅法に基づく滅失戸数 3,582 戸</p> <p>災害公営住宅建設可能戸数 1,791 戸</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>市内において、被災した市営住宅もあるが災害復旧工事は行わず、災害公営住宅への入居を促進する。</p>					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
直接交付先					
基幹事業との関連性					

## (様式 1－3)

## 陸前高田市復興交付金事業計画 復興交付金事業等（陸前高田市交付分）個票

平成 30 年 3 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	114	事業名	東日本大震災特別家賃低減事業	事業番号	D-6-2				
交付団体	陸前高田市		事業実施主体（直接/間接）	直接					
総交付対象事業費	149,054（千円）		全体事業費	290,427（千円）					
<b>事業概要</b>									
応急仮設住宅等に居住する低所得の被災者が、円滑に恒久住宅に移行し、速やかに生活再建ができるよう、災害公営住宅等の家賃を、一定期間、入居者が無理なく負担しうる水準まで低廉化する。 (事業間流用による経費の変更)（平成 30 年 1 月 17 日）									
平成 30 年度に必要な事業費について流用により対応するため、D-4-10 災害公営住宅整備事業（長部地区）より 47,657 千円（国費：H25 初当繰越予算 35,742 千円）を流用。これにより交付対象事業費は 196,711 千円（国費 147,531 千円）に増額。									
<b>当面の事業概要</b>									
<平成 26 年度> 下和野団地、水上団地、西下団地 10,232 千円									
<平成 27 年度> 下和野団地、水上団地、西下団地、柳沢前団地、中田団地 34,345 千円									
<平成 28 年度> 下和野団地、水上団地、西下団地、柳沢前団地、中田団地、大野団地、田端団地 44,618 千円									
<平成 29 年度> 下和野団地、水上団地、西下団地、柳沢前団地、中田団地、大野団地、田端団地 今泉団地 長部団地 脇の沢団地 53,215 千円									
<平成 30 年度> 下和野団地、水上団地、西下団地、柳沢前団地、中田団地、大野団地、田端団地 今泉団地 長部団地 脇の沢団地 54,301 千円									
<b>東日本大震災の被害との関係</b>									
本市では東日本大震災の津波により、沿岸部、低地市街地を中心に約 4,000 世帯が被災しており、市内には 2,000 戸を超える仮設住宅が整備されているが、災害救助法では仮設住宅の使用期間が 2 年間と規定されていることから、これら住宅を失った被災者の居住の安定確保を図るために、住宅用地の取得、造成等を行い、恒久的な災害公営住宅を整備する。									
公営住宅法に基づく滅失戸数 3,582 戸 災害公営住宅建設可能戸数 1,791 戸									
<b>関連する災害復旧事業の概要</b>									
市内において、被災した市営住宅もあるが災害復旧工事は行わず、災害公営住宅への入居を促進する。									

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業
事業番号
事業名
直接交付先
基幹事業との関連性

## (様式 1－3)

## 陸前高田市復興交付金事業計画 復興交付金事業等（陸前高田市交付分）個票

平成30年3月時点

※本様式は1－2に記載した事業ごとに記載してください。

(第20回申請)

NO.	134	事業名	運動施設区域埋設物等撤去事業	事業番号	◆D-17-4-5
交付団体		陸前高田市	事業実施主体（直接/間接）	陸前高田市	
総交付対象事業費		469,000（千円）	全体事業費	469,000（千円）	

## 事業概要

陸前高田市の海岸低地部は、被災前は市の都市公園（高田松原公園 69.7ha）が整備され、公園背後には市の中心市街地が形成されていた。高田松原公園は、野球場など各種文化体育施設が整備され、市及び県内からの利用者が訪れる施設であった。しかし、今回震災における著しい地盤沈下と津波による破壊によって、東北地方沿岸の中でも象徴的被害を受けたところである。

本事業は、従来整備されていた文化体育施設を移転、復旧するものとし、市街地等と連携した地域住民の憩いの場として、都市再生区画整理事業と一体的に整備するものである。

当該エリア（津波浸水区域）には既存の地下埋設物（上・下水管等）が存在し、文化体育施設の整備に当たり既埋設管を現状のまま盛土工事を実施した場合には、管渠が潰れ、施設区域内において陥没等発生するおそれがあることから、本事業により既設埋設管等の撤去工事を行うものである。

## 当面の事業概要

&lt;平成28～31年度&gt;

地下埋設物等撤去 L = 6, 100m

## 東日本大震災の被害との関係

陸前高田市は、地震及び津波の到来により地区の約2／3の家屋が全壊あるいは大規模半壊した他、市役所本庁舎や文化体育施設、県立高校や病院等の公益施設が壊滅的な被害を受けるとともに、JR 大船渡線竹駒駅から小友駅間が流出するなど、市の中枢機能が軒並み失われた。

陸前高田市の復興に向けては、住宅機能をはじめ、市の枢要な諸機能を回復することが必須であり、そのために高台開発を行い安全性の高い市街地への移転を促進するとともに、流失した文化体育施設の復旧などを行うことは、市全体並びに当該地区の復興のために非常に重要な事業である。

## 関連する災害復旧事業の概要

該当なし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D-17-4
事業名	都市再生区画整理事業（高田地区被災市街地復興土地区画整理事業）
直接交付先	陸前高田市

## 基幹事業との関連性

都市再生区画整理事業では、安心して生活再建できる住宅地等の整備はもちろんのこと、商業ゾーンの整備、観光をはじめとした産業復興の推進を目指し整備を行っている。本文化体育施設復旧区域は、基幹事業で整備する住宅地・市街地における、地域住民の健康増進に資する場・憩いの場として市街地と一緒に整備するものであり、基幹事業との関連性が存在する。

## (様式 1－3)

## 陸前高田市復興交付金事業計画 復興交付金事業等（陸前高田市交付分）個票

平成 30 年 3 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	111	事業名	災害公営住宅整備事業（今泉地区）	事業番号	D-4-9
交付団体		陸前高田市	事業実施主体（直接/間接）	直接	
総交付対象事業費		2,327,415（千円）	全体事業費	2,170,397（千円）	
事業概要					
<p>仮設住宅を退去した後の被災者向け住宅として災害公営住宅の整備を推進する。</p> <p>市内 6 地区に合計 1,000 戸程度の災害公営住宅の整備を県と協力して行う。このうち市営分として平成 28 年度までに 374 戸を整備する。</p> <p>今泉地区区画整理事業区域内に用地を確保し、104 戸の災害公営住宅を整備する。</p> <p>なお、当該事業は、「陸前高田市震災復興計画」P38 に以下の通り記載されているところ。</p> <p>「目標別計画 第 3 市民の暮らしが安定したまちづくり 復興基本政策 1 安全で恒久的な住宅の確保を促進する」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設住宅を退去後の住宅について、公営住宅の整備を推進するとともに、既存の住宅については、建築物の長寿命化を図ります。</li> </ul> <p>（事業間流用による経費の変更）（平成 30 年 1 月 17 日）</p> <p>事業完了に伴う精算の結果、事業費が減少する見込みとなったため、D-1-18 都市計画道路西和野山苗代線整備事業へ 157,018 千円（国費 H25 当初繰越予算 137,390 千円）を流用。これにより交付対象事業費は 2,170,397 千円（国費 1,899,098 千円）に減額。</p>					
当面の事業概要					
<p>&lt;平成 26 年度&gt; 基本検討、測量調査</p> <p>&lt;平成 27 年度&gt; 建築設計、用地取得、建築工事着手</p> <p>&lt;平成 28 年度&gt; 建築工事</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>本市では東日本大震災の津波により、沿岸部、低地市街地を中心に約 4,000 世帯が被災しており、市内には 2,000 戸を超える仮設住宅が整備されているが、災害救助法では仮設住宅の使用期間が 2 年間と規定されていることから、これら住宅を失った被災者の居住の安定確保を図るため、住宅用地の取得、造成等を行い、恒久的な災害公営住宅を整備する。</p> <p>公営住宅法に基づく滅失戸数 3,582 戸</p> <p>災害公営住宅建設可能戸数 1,791 戸※区域の被害状況も記載して下さい。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>市内において、被災した市営住宅もあるが災害復旧工事は行わず、災害公営住宅への入居を促進する。</p>					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
直接交付先					
基幹事業との関連性					

(様式 1－3②)

## 陸前高田市復興交付金事業計画 復興交付金事業等（陸前高田市交付分）個票

平成 30 年 3 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

N.O.	112	事業名	災害公営住宅整備事業（長部地区）	事業番号	D-4-10
交付団体		陸前高田市	事業実施主体（直接/間接）	直接	
総交付対象事業費		1,288,404（千円）	全体事業費	627,505（千円）	

### 事業概要

仮設住宅を退去した後の被災者向け住宅として災害公営住宅の整備を推進する。  
市内 6 地区に合計 1,000 戸程度の災害公営住宅の整備を県と協力して行う。このうち市営分として平成 28 年度までに 374 戸を整備する。  
今泉地区区画整理事業区域内に用地を確保し、60 戸の災害公営住宅を整備する。  
なお、当該事業は、「陸前高田市震災復興計画」P38 に以下の通り記載されているところ。  
「目標別計画 第 3 市民の暮らしが安定したまちづくり 復興基本政策 1 安全で恒久的な住宅の確保を促進する」

- ・仮設住宅を退去後の住宅について、公営住宅の整備を推進するとともに、既存の住宅については、建築物の長寿命化を図ります。

（事業間流用による経費の変更）（平成 29 年 1 月 19 日）  
建設予定戸数が減少したことにより、事業費が減少する見込みとなったため、D-17-4 都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業）へ 60,370 千円（国費 H25 繰越予算 52,824 千円）を流用。これにより交付対象事業費は 1,228,034 千円（国費 1,074,529 千円）に減額。

（事業間流用による経費の変更）（平成 30 年 1 月 17 日）  
事業完了に伴う精算の結果、事業費が減少する見込みとなったため、D-5-2 災害公営住宅家賃低廉化事業へ 552,270 千円（国費 H25 当初繰越予算 483,235 千円）、D-6-2 東日本大震災特別家賃低減事業へ 40,848 千円（国費 H25 当初繰越予算 35,742 千円）、D-20-4 復興まちづくり支援施設整備事業（自治会館等整備事業）へ 7,411 千円（国費 H25 当初繰越予算 6,484 千円）をそれぞれ流用。これにより交付対象事業費は 627,505 千円（国費 549,068 千円）に減額。

### 当面の事業概要

- <平成 26 年度> 基本検討、測量調査
- <平成 27 年度> 建築設計、用地取得、建築工事着手
- <平成 28 年度> 建築工事

### 東日本大震災の被害との関係

本市では東日本大震災の津波により、沿岸部、低地市街地を中心に約 4,000 世帯が被災しており、市内には 2,000 戸を超える仮設住宅が整備されているが、災害救助法では仮設住宅の使用期間が 2 年間と規定されていることから、これら住宅を失った被災者の居住の安定確保を図るため、住宅用地の取得、造成等を行い、恒久的な災害公営住宅を整備する。

公営住宅法に基づく滅失戸数 3,582 戸

災害公営住宅建設可能戸数 1,791 戸

### 関連する災害復旧事業の概要

市内において、被災した市営住宅もあるが災害復旧工事は行わず、災害公営住宅への入居を促進する。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
直接交付先	
基幹事業との関連性	